

関税・外国為替等審議会

主管省及び庶務担当部局課 財務省国際局調査課、関税局関税課
電話番号 (03) 3581-4111 (代表)

ホームページ

[https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_ex
change/index.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/index.html)

根拠法令 財務省設置法第6条第1項

設置年月日 平成13年1月6日

所掌事務

1. 財務大臣の諮問に応じて関税率の改正その他の関税に関する重要事項を調査審議すること
2. 財務大臣若しくは経済産業大臣又は財務大臣及び事業所管大臣の諮問に応じて外国為替又は対内直接投資等、特定取得若しくは技術導入契約に関する重要事項を調査審議すること
3. 外国為替及び外国貿易法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること等

分科会等

<分科会>

1. 関税分科会

(所掌事務)

- ① 関税率の改正その他の関税に関する重要事項を調査審議すること

② 相殺関税等に関する事項を処理すること

2. 外国為替等分科会

(所掌事務)

① 外国為替又は対内直接投資等、特定取得若しくは技術導入契約に関する重要事項を調査審議すること

② 外国為替及び外国貿易法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

<部 会> 企画部会、特殊関税部会、外資特別部会

委員<定数> 30 人以内 (学識経験者)

うち常勤 なし

<任期> 2 年

<氏名> 雨宮 正佳 (日本銀行副総裁)

伊藤 恵子 (千葉大学大学院社会科学研究院教授)

片山 銘人 (日本労働組合総連合会経済・社会政策局長)

金原 壽秀 ((一社)全国農業協同組合中央会副会長理事)

亀坂 安紀子 (青山学院大学経営学部教授)

河野 真理子 (早稲田大学法学学術院教授)

神作 裕之 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

木村 福成 (慶應義塾大学経済学部教授)

古城 佳子 (青山学院大学国際政治経済学部教授)

小林 健 ((一社)日本貿易会会長 (三菱商事 (株) 取締役会長))

斎藤 保 ((一社)日本経済団体連合会審議員会副議長 ((株) IHI 相談役))

坂元 龍三 ((公社)関西経済連合会理事 (東洋紡 (株) 代表取締役会長))

佐藤 英明 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

◎清水 順子 (学習院大学経済学部教授)

神保 寛子 (弁護士)

杉山 晶子 (東洋大学経営学部会計ファイナンス学科教授)

高島 誠 ((一社) 全国銀行協会会長 ((株) 三井住友銀行頭取 CEO))

高橋 裕子 ((一財) 消費科学センター)

高山 一郎 ((一社) 共同通信社論説委員)

田村 善之 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

永沢 裕美子 ((公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 代表理事副会長)

根本 敏則 (敬愛大学経済学部教授)

根本 直子 (早稲田大学大学院経営管理研究科教授)

野原 佐和子 ((株) イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長)

原田 喜美枝 (中央大学商学部教授)

三石 誠司 (宮城大学食産業学群教授)

○森田 朗 (津田塾大学総合政策学部教授)

森田 敏夫 (日本証券協会会長)

渡井 理佳子 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

諮問・答申事項等

- ・ 中華人民共和国 (香港地域及びマカオ地域を除く。) を原産地とするトリス (クロロプロピル) ホスフェートに対して暫定的な不当廉売関税の課税 (R2. 5. 28 諮問、R2. 6. 12 答申)

- ・ 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して不当廉売関税の課税（R2. 9. 8 諮問、R2. 9. 8 答申）
- ・ 令和 3 年度における関税率及び関税制度の改正等（R2. 12. 10 答申）
- ・ 大韓民国を原産地とする炭酸カリウム（炭酸二カリウム）に対して暫定的な不当廉売関税の課税（R3. 2. 25 諮問、R3. 3. 11 答申）
- ・ 関税率及び関税制度の改正（R3. 4. 13 諮問）
- ・ 大韓民国を原産地とする炭酸カリウム（炭酸二カリウム）に対して不当廉売関税の課税（R3. 6. 8 諮問、R3. 6. 8 答申）
- ・ 大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地と水酸化カリウムに対して不当廉売関税を課する期間の延長（R3. 8. 2 諮問、R3. 8. 2 答申）
- ・ 令和 4 年度における関税率及び関税制度の改正等（R3. 12. 10 答申）